

徳島県告示第百八十三号

徳島県立航空旅客取扱施設の設置及び管理に関する条例（平成二十九年徳島県条例第三十七号）第九条第二項後段の規定に基づき、徳島県立航空旅客取扱施設の利用料金の額の変更について次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

令和七年三月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 利用料金の額

航空関連団体用業務施設	航空会社用施設（搭乗待合室、旅客搭乗橋及び手荷物取扱施設）				区分		利用料金の額
	国内線において利用する場合		国際線において利用する場合		一回	単位	
	座席数が二百一席以上の航空機	座席数が二百一席以下の航空機	座席数が二百一席以上の航空機	座席数が二百一席以下の航空機			
航空関連団体用業務施設	一回	一回	一回	一回	一回	一回	三、四一〇円
	一回	一回	一回	一回	一回	一回	六六、〇〇〇円
	一回	一回	一回	一回	一回	一回	八八、〇〇〇円
	一回	一回	一回	一回	一回	一回	一三三、〇〇〇円

備考

- 1 「一回」とは、航空機一機ごとの離陸又は着陸のためのそれぞれの利用をいう。
- 2 「航空関連団体用業務施設」とは、税関、出入国の管理、検疫等を実施するための業務施設をいう。
- 3 利用期間が一月に満たない場合及び利用期間に一月に満たない端数が生じた場合は、それぞれ当該月の現日数を基礎として、日割りにより計算する。この場合において、一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 利用面積が一平方メートルに満たない場合の当該満たない利用面積及び利用面積に一平方メートルに満たない端数が生じた場合の当該端数の利用面積は、それぞれ一平方メートルとして計算する。

二 適用

令和七年四月一日以後に許可を受ける徳島県立航空旅客取扱施設の利用に係る利用料金について適用する。